

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取り組みについて

当社では、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づき、3月5日から次のとおり取り組みを実施いたします。

国及び自治体から新たな方針・要請があった場合は、必要な対策を適宜実施してまいります。

関係各位にはご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

■感染予防・拡大防止のための取り組み

- ・公共交通機関の利用を極力控えるとともに、やむを得ず利用する場合は時差出勤を活用します。

■会議・打合せ等

- ・不要不急の会議、打合せ等への参加は自粛し、必要な会議、打合せ等については電子メール等の非対面手段にて対応いたします。
- ・やむを得ず会議、打合せ等へ参加する場合は、最少人数による参加を原則とし、マスク着用を奨励し、極力広い会議室で行う等の感染予防対策を徹底します。

■出張等

- ・必要性、緊急性を検討し、極力自粛いたします。また、従業員の私的な旅行等についても、当面の間は自粛いたします。

■従業員及び同居家族等の健康管理

- ・従業員及び同居家族等で37.5度以上の発熱がある場合は休暇取得を奨励します。
- ・従業員及び同居家族等で感染者が発生した場合は、会社への即時報告を徹底するとともに、従業員及び濃厚接触者に対し自宅待機を命じ、関係各所への報告と今後の対応について協議を行います。

■小学校が休校となった場合の措置

- ・小学校低学年の児童を持つ従業員が小学校休校に伴う育児のため休暇を希望する場合は、休暇取得を奨励します。

■その他

- ・2月27日付の国土交通省『新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等』につきましては、地方自治体からの同種の通知を含め、個々の業務の状況、実情に応じて個別に判断して参ります。

2020年4月14日
株式会社三協技術

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みについて Part2

感染拡大を受けた当社の対応について

当社では、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づき、令和2年3月5日から感染症の予防・拡大防止に取り組んでおりますが、同基本的対処方針（4.11）により、現在、公共交通機関の利用を全面禁止し社用車等での通勤、テレビ会議システムによる会議、打合せ、テレワークでの執務等の対策を強化し、出勤率 50%を目標に、感染症予防と防止に取り組んでおります。

関係各位の皆様におかれましては、この状況をご勘案いただき、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

■感染予防・拡大防止のための取り組み強化について

- ・公共交通機関の利用を全面禁止とし、社用車等での通勤を基本としております。
- ・一部の業務について、テレワークを導入し、在宅での執務に切り替えております。
- ・会議・打合せについて、テレビ会議システムを導入し、社内・社外の会議・打合せにともなう移動の抑制に取り組んでおります。

上記、対策等の強化により、出勤率 50%を目標とし、感染症予防の取り組みを継続して参ります。